

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年3月4日認可した。

平成21年3月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）荒井用水地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井新設事業）大畑地区
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）桐の木地区